船橋市立小・中・特別支援学校医療的ケア実施要綱

船橋市立小・中学校・特別支援学校における医療的ケア実施要綱(平成22年4月1日 施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立小・中・特別支援学校(以下「学校」という。)において、 医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して安全に学校生活を送ることができるように するため、医療的ケアの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援 に関する法律(令和3年法律第81号)第2条第1項に規定する医療行為をいう。

(実施校)

第3条 医療的ケアを実施する学校(以下「実施校」という。)は、船橋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める。

(対象者)

- 第4条 医療的ケアの対象者は、学校に在籍し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当 するものとする。
 - (1) 医療的ケアを受けなければ学校生活を安全に送ることができない者であること。
 - (2) 医療的ケアを受ける上で、保護者が担うべき役割を当該保護者が承諾している者であること。

(実施者)

第5条 医療的ケアは、教育委員会が実施校に配置する看護師(以下「看護師」という。) が実施する。

(実施の依頼等)

- 第6条 医療的ケアを受けようとする児童生徒の保護者は、主治医の承諾を得た上で、医療的ケア実施依頼書(第1号様式)により、校長に依頼するものとする。前年度から引き続き医療的ケアを受けようとする場合においても同様とする。
- 2 校長は、前項の医療的ケア実施依頼書の提出があったときは、医療的ケアの実施に係る必要な事項について医療的ケア実施指示依頼書(第2号様式)により、主治医に指示を求めなければならない。
- 3 前項の規定により指示の依頼を受けた主治医は、医療的ケアの実施に係る必要な事項

について医療的ケア実施指示書(第3号様式)により、校長に指示するものとする。 (実施の判断)

第7条 校長は、主治医から前条第3項の医療的ケア指示書を受けたときは、第10条の 医療的ケア安全委員会に協議した上で、医療的ケアの実施の適否を判断し、その旨を医 療的ケア実施承認・不承認通知書(第4号様式)により、保護者、主治医及び教育委員 会に通知するものとする。

(実施の同意)

第8条 前条の規定により医療的ケアの実施の承認を受けた児童生徒(以下「医療的ケア 児童等」という。)の保護者は、医療的ケア実施同意書(第5号様式)により、校長に医 療的ケアの実施について同意するものとする。

(実施)

- 第9条 校長及び看護師は、医療的ケア児童等の健康状態を把握するため、必要に応じ主 治医から病状、治療状況等の説明を受けるものとする。
- 2 看護師は、医療的ケア児童等に係る医療的ケア実施個別対応マニュアル(第6号様式) を作成するものとする。
- 3 看護師は、医療的ケア児童等の健康状態が安定している状態で医療的ケアを受けられるようにするため、保護者と連絡を十分に取り、医療的ケア児童等の日々の健康状態を 記録するものとする。
- 4 看護師は、主治医の医療的ケア指示書に基づいて医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア実施個別報告書(第7号様式)により、校長に報告するものとする。
- 5 校長及び看護師は、医療的ケア児童等の健康状態に異状が認められた場合は、保護者 及び主治医に連絡し、必要な応急的措置を行うものとする。

(医療的ケア安全委員会)

- 第10条 校長は、医療的ケアを安全かつ組織的に実施するため、学校に医療的ケア安全 委員会(以下「安全委員会」を置く。
- 2 安全委員会は、校長、副校長、教頭、学級担任、養護教諭、看護師及び校長が必要と 認める者で組織する。
- 3 安全委員会の委員長は校長とし、副委員長は副校長又は教頭とする。
- 4 安全委員会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 医療的ケアの実施及び内容に関すること。

- (2) 医療的ケアの実施に係る関係者の役割分担及び連携に関すること。
- (3) ヒヤリ・ハット事例の蓄積及び分析に関すること。
- (4) 緊急時の対応に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める医療的ケアに関すること。 (実施報告)
- 第11条 校長は、年度終了後、速やかに当該年度内に実施した医療的ケアの状況を医療的ケア実施報告書(第8号様式)により、主治医及び教育委員会に報告しなければならない。

(校内研修等)

第12条 校長は、医療的ケア児童等の健康及び安全を確保するため、教職員に医療的ケアに係る基本的な知識を習得させるための研修の実施及び看護師を中心に教職員が連携協力して組織的に対応する体制を構築しなければならない。

(緊急時の対応)

第13条 校長は、医療的ケアの実施に当たり、医療機関、消防署その他の関係機関との 連携支援体制の整備を図るとともに、医療的ケア児童等の健康状態に異状が認められた 場合又は医療的ケアに係る事故が生じた場合に適切な対応ができるように緊急時対応マ ニュアルを定め、当該マニュアルの内容を教職員に確認させなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、医療的ケアの実施に係る必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。